

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年三月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

路 線 名	県道飯能寄居線
供用開始の区間	日高市大字上鹿山字数久保八〇七番一 地先から同市大字上鹿山字尾崎山六五 八番八地先まで
供用開始の期日	平成三十一年三月二十日
備 考	平成三十一年三月十九 日付け埼玉県飯能県土整 備事務所長告示第六号で 告示した道路予定区域の 供用開始である。 延長一七九・七五メー トル